

固定資産税縦覧のお知らせ

4月1日(火)~30日(水)に 各区役所で行います ほかの土地・家屋の評価額も縦覧できます

を確認するための固定資産課税台帳等の写しの閲覧もできます。

▼本人確認

縦覧や閲覧の際には、納税者本人であることの確認が必要となります。窓口では、運転免許証やパスポートなど、納税者本人であることを確認できるものを提示してください。

納税者以外の方が来庁する場合には、家族であっても委任状が必要になりますのでご注意ください。

▼縦覧場所

各区役所の固定資産税課で行います。

評価額に不服がある場合

固定資産の評価額に不服がある場合には、市の固定資産評価審査委員会に審査の申し出を行うことができます。

審査の申し出は4月1日



市税口座振替キヤンペーン
ふりかえると、楽だ

納税には、
便利な口座振替を

からすることができ、期限は納税通知書を受け取った日の翌日から数えて60日までです。

課税明細書の内容

納税通知書に添付している課税明細書には、土地や家屋の評価額や税額相当額などを記載しています。名寄帳と同様に確定申告などにも利用できます。

第1期の納期限は4月30日

平成20年度の納税通知書は、縦覧期間中の4月11日に発送します。第1期の納期は、4月15日から4月30日までです。

納税者は、縦覧期間中に限り、自分が所有する資産の評価額が適正であるかどうかを確かめるために、「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」に記載されている、ほかの土地や家屋の評価額を見ることがができます。

▼縦覧できる人と範囲

縦覧できる人は固定資産税の納税者で、見ることができる範囲は自分の資産がある区、または家屋の縦覧帳簿に限られます。ほかの区の縦覧帳簿は見ることはできません。

自分が所有する償却資産

区	各区固定資産税課の直通電話番号		
	課税係	土地係	家屋・償却係
東	645-1031	645-1032	645-1033
博多	419-1032	419-1033	419-1034
中央	718-1045	718-1046	718-1047
南	559-5051	559-5052	559-5053
城南	833-4036	833-4037	833-4038
早良	833-4326	833-4327	833-4328
西	895-7019	895-7020	895-7021

- 課税係＝住所変更・納付書送付
 - 土地係＝土地の評価など
 - 家屋・償却資産係＝家屋・償却資産の評価など
- ※口座振替の申込み・変更は各区納税課へ

65歳以上の皆さんへ

平成20年度 介護保険料納入通知書 を送ります

す。なお、4月の年金天引き額と年間保険料の6分の1の額の差が大きい場合は、10月以降の天引き額を均等にするため、6月期と8月期の天引き額を変更する場合があります。

年金天引きの開始時期は

年間18万円以上の老齢(退職・障害・遺族年金を受給している人が▽65歳になった▽市外から転入した▽新たに年金支給を受けることになった)などの条件に該当した場合、保険料の納付が年金天引きになります。開始時期は、左表の通りです。

条件に該当した時期	年金天引きの開始時期
19年4月～9月ごろ	平成20年4月
19年10月～11月ごろ	6月
19年12月～20年1月ごろ	8月
20年2月～3月ごろ	10月

激変緩和措置を20年度も実施

昭和15年1月2日以前に生まれた人で次の①②のどちらかに該当する場合に、激変緩和措置を継続します。

- ①年間の合計所得金額が125万円以下で市民税課税者
- ②非課税者のうち、右記の市民税課税者と同じ世帯で、世帯にその他の課税者がいない人

①または②に該当する人については、18、19年度の保険料負担を軽減していましたが、20年度についても19年度の保険料を据え置く激変緩和措置を行います。

お支払いは 便利な口座振替で

年度途中で65歳になった人、市外から転入した人などは、年金天引きが開始されるまでは納付書でのお支払いとなります。納め忘れのない口座振替が便利です(ぜひご利用ください)。※介護保険の問合せは、お住まいの区役所の福祉・介護保険課へ。

国民年金 からのお知らせです

平成20年度の保険料は

月額1万4410円

平成20年度の国民年金保険料は、月額1万4410円です。19年度から月額310円アップしています。

保険料

●自分に合った方法で納付を

- ①口座振替
- ②納付書
- ③クレジットカード
- ④電子マネー

なお、保険料を1年分や半年分などまとめて前払い(前納)すると、期間に応じた割引が受けられます。また、通常保険料の毎月の納付期限は翌月末ですが、口座振替で当月分を当月末に納付すると、毎月50円が割り引きされます(事前の申込みが必要)。

年金記録問題

平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた人は、現在の記録から旧姓の期間の年金記録が漏れていることがあります。旧姓を申し出ることによって、年金記録に統合できる可能性があります(確認する場合はお住まいの社会保険事務所へ)。

【問合せ先】

- ▽東区Ⅱ東福岡社会保険事務所(☎651・712)
- ▽博多区Ⅱ博多社会保険事務所(☎474・0145)
- ▽中央区Ⅱ中福岡社会保険事務所(☎751・1298)
- ▽南区Ⅱ南福岡社会保険事務所(☎552・6128)
- ▽城南・早良・西区Ⅱ西福岡社会保険事務所(☎883・6017)

高齢者を狙った詐欺 にご注意を

介護保険料が還付されると電話をかけて銀行のATMから振り込ませる、要介護認定の更新に保険料が必要とってだましとるといった事件が市内でも発生しています。

介護保険料を民間事業所が預かることはなく、また、要介護認定やケアプラン作成に自己負担はありません。

不審な請求があった場合は、すぐにお住まいの区役所の福祉・介護保険課へお問合せください。

●学生以外で納付が困難な場合は免除申請を

麻しん(はしか)・風しん定期予防接種第3期・4期のお知らせ

本年度から平成24年度までの5年間、中学1年生と高校3年生に相当する年齢の人は、定期予防接種(無料)の対象です。早めに接種を。各区健康課